

京都市告示第473号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成26年12月24日

京都市長 門川大作

- 1 道路の種類 一般国道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
477号	左京区花脊別所町587番地の2地先から	旧	メートル 58.40	メートル 4.10 ~ 6.50
	同町1174番地地先まで	新	56.40	4.90 ~ 14.63

- 2 道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
勧修寺日ノ岡線	山科区日ノ岡ホッパラ町32番地の6地先から	旧	メートル 68.60	メートル 4.50 ~ 5.80
	同町43番地の1地先まで	新	68.00	5.18 ~ 7.63
山科音羽経18号線	山科区音羽森廻り町34番地の14地先から	旧	64.20	5.70 ~ 7.45
	同町34番地の2地先まで	新	64.50	5.56 ~ 9.54

山科音羽緯 8号線	山科区音羽森廻り町34番地の14地先内	旧	4.10	6.00
		新	3.10	6.00 ~ 7.72

(建設局土木管理部道路明示課)